

令和 6 年 6 月 介護予防・日常生活支援総合事業 単位数一覧

自己負担金 1 割負担の場合 R6.6.1

		R6.6 介護報酬改定 (基本部分)	R6.4 介護報酬改定 (基本部分)	単価比較 R6.4→R6.6
訪問	現行相当	<u>介護職員処遇改善加算</u> 介護処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の 245/1000 加算 介護処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の 224/1000 加算 介護処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の 182/1000 加算 (新設) 介護処遇改善加算(Ⅳ) 所定単位数の 145/1000 加算 令和 7 年 3 月 31 日まで、当該基準に掲げる区分に従い所定単位数に加算する。 介護処遇改善加算(Ⅴ)(1) 所定単位数の 221/1000 加算 介護処遇改善加算(Ⅴ)(2) 所定単位数の 208/1000 加算 介護処遇改善加算(Ⅴ)(3) 所定単位数の 200/1000 加算 介護処遇改善加算(Ⅴ)(4) 所定単位数の 187/1000 加算 介護処遇改善加算(Ⅴ)(5) 所定単位数の 184/1000 加算 介護処遇改善加算(Ⅴ)(6) 所定単位数の 163/1000 加算 介護処遇改善加算(Ⅴ)(7) 所定単位数の 163/1000 加算 介護処遇改善加算(Ⅴ)(8) 所定単位数の 158/1000 加算 介護処遇改善加算(Ⅴ)(9)	<u>介護職員等処遇改善加算</u> 介護処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の 137/1000 加算 介護処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の 100/1000 加算 介護処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の 55/1000 加算	

		所定単位数の 142/1000 加算 介護処遇改善加算(V) (10) 所定単位数の 139/1000 加算 介護処遇改善加算(V) (11) 所定単位数の 121/1000 加算 介護処遇改善加算(V) (12) 所定単位数の 118/1000 加算 介護処遇改善加算(V) (13) 所定単位数の 100/1000 加算 介護処遇改善加算(V) (14) 所定単位数の 76/1000 加算 (終了) (終了)	<u>介護職員等特定処遇改善加算</u> 介護職員等特定処遇改善加算 (I) 所定単位数の 63/1000 加算 介護職員等特定処遇改善加算 (II) 所定単位数の 42/1000 加算 <u>介護職員等ベースアップ等支援加算</u> 所定単位数の 24/1000 加算	
	訪問型サービス A (週 1 回程度)	220 単位／回 月 4 回超の場合 946 単位	236 単位／回 月 4 回超の場合 1,016 単位	-16 単位 (6.8%減) -70 単位 (6.9%減)
	訪問型サービス A (週 2 回程度)	220 単位／回 月 8 回超の場合 1,892 単位	236 単位／回 月 8 回超の場合 2,030 単位	-16 単位 (6.8%減) -138 単位 (6.8%減)
通所	現行相当	<u>介護職員等特定処遇改善加算</u> 介護処遇改善加算 (I) 所定単位数の 92/1000 加算 介護処遇改善加算 (II)	<u>介護職員等特定処遇改善加算</u> 介護処遇改善加算 (I) 所定単位数の 59/1000 加算 介護処遇改善加算 (II)	

		所定単位数の 90/1000 加算 介護処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の 80/1000 加算 (新設) 介護処遇改善加算(Ⅳ) 所定単位数の 64/1000 加算 令和 7 年 3 月 31 日まで、当該基準に掲げる区分に従い所定単位数に加算する。 介護処遇改善加算(Ⅴ) (1) 所定単位数の 81/1000 加算 介護処遇改善加算(Ⅴ) (2) 所定単位数の 76/1000 加算 介護処遇改善加算(Ⅴ) (3) 所定単位数の 79/1000 加算 介護処遇改善加算(Ⅴ) (4) 所定単位数の 74/1000 加算 介護処遇改善加算(Ⅴ) (5) 所定単位数の 65/1000 加算 介護処遇改善加算(Ⅴ) (6) 所定単位数の 63/1000 加算 介護処遇改善加算(Ⅴ) (7) 所定単位数の 56/1000 加算 介護処遇改善加算(Ⅴ) (8) 所定単位数の 69/1000 加算 介護処遇改善加算(Ⅴ) (9) 所定単位数の 54/1000 加算 介護処遇改善加算(Ⅴ) (10) 所定単位数の 45/1000 加算 介護処遇改善加算(Ⅴ) (11) 所定単位数の 53/1000 加算 介護処遇改善加算(Ⅴ) (12) 所定単位数の 43/1000 加算 介護処遇改善加算(Ⅴ) (13) 所定単位数の 44/1000 加算	所定単位数の 43/1000 加算 介護処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の 23/1000 加算	
--	--	--	--	--

		介護処遇改善加算(V) (14) 所定単位数の 33/1000 加算 (終了) (終了)	介護職員等特定処遇改善加算 介護職員等特定処遇改善加算 (I) 所定単位数の 12/1000 加算 介護職員等特定処遇改善加算 (II) 所定単位数の 10/1000 加算 <u>介護職員等ベースアップ等支援加算</u> 所定単位数の 11/1000 加算	
--	--	---	--	--

- ・令和6年6月1日以降の介護職員等処遇改善加算については、令和6年厚労省告示第八十六号「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示」、第五十八条、第五十九条のとおり
- ・訪問型サービス A については、令和6年6月1日以降、上記単位数一覧のとおり変更する。